

2 学校における平常時の防災体制

趣 旨

【関連ページ5～23】

盲・ろう・養護学校の校長は、各学校の実情に応じて、校長、副校長、教職員を構成メンバーとする「学校防災委員会」を設置するとともに、「学校防災計画（前述）」を作成し、日常的な学校防災体制を整備してください。

なお、区災害対策本部から特別避難場所指定要請を受けた場合に備え、特別避難場所の運営体制についても、「学校防災計画」に盛り込むなどの対応を行ってください。

※ **特別避難場所の運営体制については本マニュアル13～16ページを参照ください。**

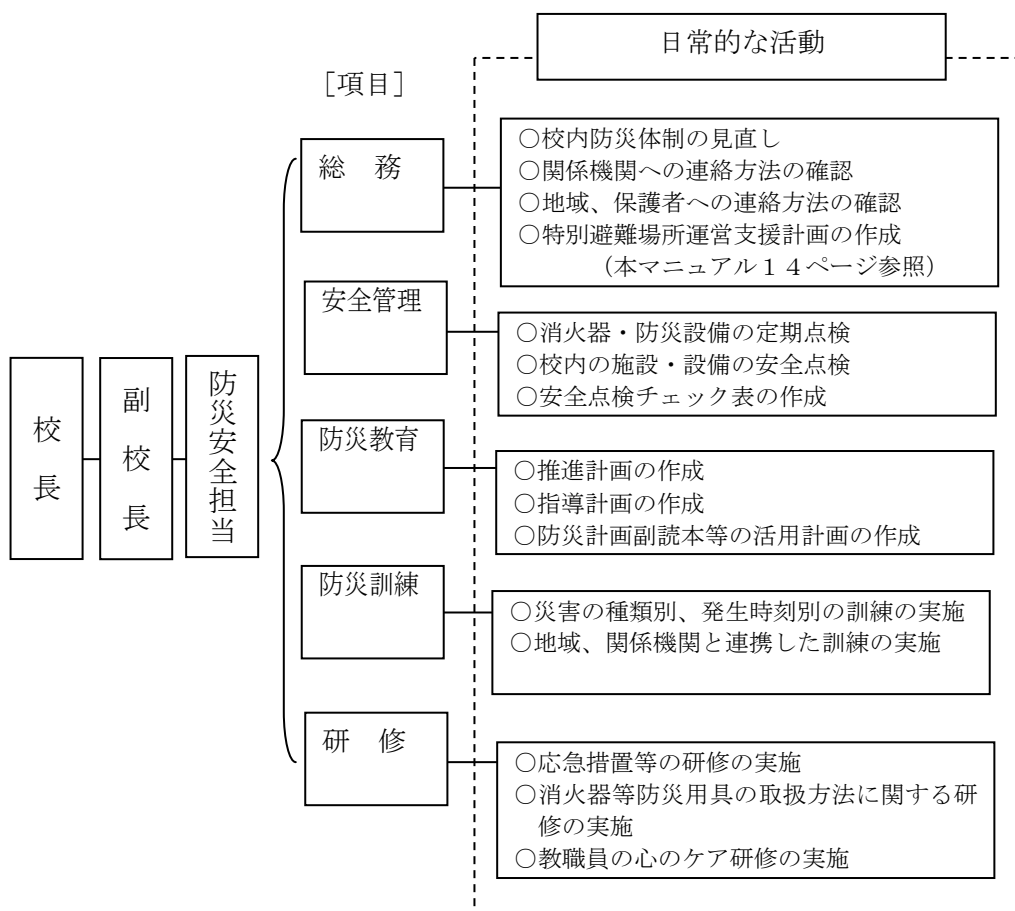
2 日常における防災体制の充実

【関連ページ5～23】

(1) 学校防災委員会の設置

学校の実状に応じて組織化し、日常の防災活動を行う。

<参考>学校防災委員会の設置例



2 学校における平常時の防災体制

(2) 非常時の基本的な対応についての周知徹底

- | |
|---|
| ① 休校措置、登下校時の対応（スクールバスの運行等）、幼児児童生徒の引き渡し、連絡方法等については、教職員・保護者ともに周知徹底することが必要。
※保護者説明会を開催したり、学校ホームページに掲載することが有効。 |
| ② 教職員の配備や動員体制を職員が認識していることが必要。 |
| ③ 学校ごとの「学校防災計画」を全職員が共通理解することが必要。
※業務分担や組織図を常時職員室に掲示するなど有効。 |

(3) 校内の避難経路、幼児児童生徒の避難集合場所を明確化

(4) 学校の非常持ち出し用重要書類の把握

3 学校施設の安全管理等
【関連ページ5～23】

下記の項目についての対応等が必要となります。

(1) 定期的な校舎の安全点検の実施

「横浜市学校防災計画」13ページの「学校施設・設備の安全点検リスト」に設備等の状況をチェックし、改修等の必要があると判断した場合は、具体的な内容を記入し、施設管理課へ提出する。

(2) 学校施設設備の状況の整理

- ①わかりやすい校地・校舎の平面図を準備しておく。
- ②校舎の電気配線図を準備しておく。
- ③水道配管図を準備しておく。
- ④電話配線図を準備しておく。

(3) プールの水を貯めた状態にしておく

(4) 停電等で校内放送ができないときの連絡方法の準備

ハンドスピーカー、メガホン、可動式無線マイク等の準備。

(5) 防災地図（ハザードマップ）の作成などによる地域の実情把握

- ①交通機関の現況把握
幼児児童生徒が利用している交通機関が停止した場合の対応策を考える。
- ②通学路の危険個所の把握
- ③立地の地理的特徴による危険性の把握
横浜市ホームページから検索できる「わいわい防災マップ」などから、崖崩れ等の危険性を把握し、避難場所を確認する。

(6) 広域避難場所など自校以外の避難可能場所の把握

(7) 近隣の災害時応急給水拠点等の把握

断水時でも、配水池等の給水拠点や「災害用井戸協力の家」のプレートを掲げた家で、応急給水を受けることができるので、市ホームページの「わいわい防災マップ」などで場所を確認しておく。

(8) スクールバス利用の場合の状況把握

スクールバスのコース、バスストップ等を防災地図に書き込み、医療機関と連携を図った移送体制など通学路の安全確保を確認しておく。